

令和 3 年 第 3 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(9 月 8 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表 1

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第46条（略） （警察業務手当）</p>	<p>第1条～第46条（略） （警察業務手当）</p>
<p>第47条 警察業務手当は、職員（第2号に掲げる業務にあつては第18号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員（航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表（1）の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。）が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第47条 警察業務手当は、職員（第2号に掲げる業務にあつては第18号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員（航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表（1）の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。）が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>
<p>（1）・（1）の2（略）</p>	<p>（1）・（1）の2（略）</p>
<p>（2）銃器若しくはクロスボウ（以下この号において「銃器等」という。）若しくは銃器等の疑いのある物を使用し、若しくは銃器等を所持する被疑者の逮捕等の業務又は刀剣類その他人事委員会規則で定めるものを使用する被疑者の逮捕の業務で人事委員会規則で定めるもの</p>	<p>（2）銃器若しくは銃器の疑いのある物を使用し、若しくは銃器を所持する被疑者の逮捕等の業務又は刀剣類その他人事委員会規則で定めるものを使用する被疑者の逮捕の業務で人事委員会規則で定めるもの</p>
<p>（3）～（18）（略）</p>	<p>（3）～（18）（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>第48条～第50条（略）</p>	<p>第48条～第50条（略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1・2（略）</p>	<p>1・2（略）</p>
<p>（保健福祉業務等従事手当の特例）</p>	<p>（新規）</p>
<p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係るワクチンの接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の支給については、第6条第1項中「困難な業務」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の業務」と、「月額で特殊勤務手当の支</p>	

改 正	現 行
<p>給を受けている者、」とあるのは「、」と、 <u>「者及び第15条の手当の支給を受けている者」</u> とあるのは「者（歯科医師を除く。）」と、同 条第2項中「980円を超えない範囲内で、業務 の種類に応じ、人事委員会規則で定める」とあ るのは「3,000円とする」と読み替えて、同条 の規定を適用する。</p>	
<p>(感染症等接触手当の特例)</p>	<p>(感染症等接触手当の特例)</p>
<p>4 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者 等（新型コロナウイルス感染症 _____ _____ _____ _____の病原体を有 し、又は有する疑いのある人をいう。以下この 項及び次項において同じ。）が滞在する施設若 しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる 場所において、新型コロナウイルス感染症患者 等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症 の病原体が付着し、若しくは付着している疑い のある物件に接触する業務であつて人事委員会 が定めるものその他これらに準ずる業務として 人事委員会が定める業務に従事したときは、感 染症等接触手当を支給する。この場合におい て、第10条の規定は適用しない。</p>	<p>3 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者 等（新型コロナウイルス感染症（病原体がベ ータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2 年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に 対して、人に伝染する能力を有することが新た に報告されたものに限る。）であるものに限 る。以下この項において同じ。）の病原体を有 し、又は有する疑いのある人をいう。以下この 項及び次項において同じ。）が滞在する施設若 しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる 場所において、新型コロナウイルス感染症患者 等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症 の病原体が付着し、若しくは付着している疑い のある物件に接触する業務であつて人事委員会 が定めるものその他これらに準ずる業務として 人事委員会が定める業務に従事したときは、感 染症等接触手当を支給する。この場合におい て、第10条の規定は適用しない。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>